

京情審答申第136号  
平成31年2月27日

京都府知事  
西脇隆俊様

京都府情報公開審査会  
会長 山本克己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について  
(答申)

平成29年10月17日付け9秘書第170号で諮問のあった事案について、次の  
とおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開とした部分のうち別表に記載の「公開とすることが妥当である部分」欄に掲げる情報を公開すべきである。その余の判断は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 平成29年3月3日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成28年度の4月から6月における知事交際費に係る支出に関する一切の文書資料（但し、受け払い簿を除く。）」を内容とする公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- 2 平成29年3月17日、実施機関は、本件請求に対応する公文書として、別紙1及び別紙2に記載の公文書を特定した上で、条例第10条第1項の規定により、別紙1に係るものについては公文書公開決定処分を行うとともに、別紙2に係るもの（以下「本件公文書」という。）については公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書公開決定通知書及び公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成29年5月22日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 平成29年10月17日、実施機関は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

## 第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 対象公文書の特定について

本件公文書において最後に支出命令をしていることがわかる支出負担行為兼支出（振替）命令書（以下「支出命令書」という。）に記載された支払累計額（以下「支払累計額」という。）とその時点での支出金額の合計額（以下「支出合計金額」という。）とが一致していないことから、公開されるべ

き公文書の一部が公開されていないのではないかとと思われる。

審査請求人が本件請求において、「受け払い簿を除く。」としたことによるものなのか、原因を説明すべきである。

## 2 公開又は非公開の判断について

### (1) 印影の非公開について

法人の社印（法人印）の印影について、公開されたものと非公開のものがあるが、条例等の規定に基づいて判断されたものか疑問である。

また、社印及び代表者印は、登記された団体名、代表者名及び所在地の表示に併せて押印することで、これらが一体となって団体の体をなすものであって、どの一つが欠けることも許されない。したがって、業者の団体名等の公開は、社印や代表者印と一体となって行われなければならない。

いずれにしても、印影の非公開は違法である。

### (2) 法人の取引先銀行名、取引先銀行支店名、口座番号（以下「取引先銀行名等」という。）の非公開について

一般市民が本件公文書に記載された業者から物品を購入したとしても、取引先銀行名等が非公開の請求書や納品書等が発行されることはあり得ないことから、取引先銀行名等を非公開とする理由は全くない。

また、請求書や納品書等に記載された取引先銀行名等が公開されるべきであるから、支出命令書に記載された取引先銀行名等も公開されるべきである。

いずれにしても、取引先銀行名等の非公開は違法である。

### (3) 過去の判例等との比較について

本件処分は、奈良県食糧費情報公開請求事件に係る最高裁判決第一小法廷平成11年（行ヒ）第50号平成14年9月12日判決及び同種の事例に係る他の地方公共団体の情報公開審査会等の判断を無視した違法な判断である。

## 第5 実施機関の説明の要旨

実施機関が、弁明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 請求書及び納品書に記載された従業員の「係員印」及び「責任者印」の印影について

業者の従業員に係る個人印の印影について、従業員の氏名については公表されているような個人情報ではなく、個人のプライバシーに当たるため、また、個人印の印影については、公にすることにより印影を複製された場合、第三者が当該個人として売買等を行うことにより、個人の財産が侵害される

おそれがあるので、条例第6条第1号及び第6号に該当するため、非公開としたものである。

## 2 請求書及び納品書に記載された「法人代表者印」の印影について

法人代表者印の印影については、公にすることにより、印影を複製された場合、第三者が当該法人として売買等を行うことにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、条例第6条第3項に該当するため非公開としたものである。

なお、本件処分において非公開とした印影は全て「法人代表者印」であり、「法人印」については公開している。

## 3 請求書及び納品書並びに支出命令書の取引先銀行名等について

取引先銀行名等については、法人等が事業活動を行う上での経理、財産等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため、条例第6条第3項に該当し、非公開としたものである。

## 4 その他

本件審査請求のうち、本件処分の適否以外のものに係る内容については、言及しない。

# 第6 審査会の判断理由

## 1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、本件請求に対応する公文書の検索が不十分である旨並びに実施機関が条例第6条第1号、第3号及び第6号を根拠に行った本件処分は妥当でない、又は違法である旨を主張していることから、これらについて検討し、判断することとする。

### (1) 請求対象文書について

審査請求人が本件請求において公開を求めている文書は、平成28年度の4月から6月までの間に支出原因が生じた知事交際費に係る支出命令書及びこれに添付される請求書等並びに精算書（支出）及びこれに添付される支払証明書等であると考えられる。

実施機関に確認したところ、支払累計額には、公開請求の対象とされていない副知事の交際費が含まれていること及び本件請求があった時点においては資金前渡払による精算処理を終えていない金額が算入されていることから、支払累計額と支出合計金額とが一致していないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、実施機関の説明を覆し、実施機関が特定した公文書以外に審査請求人が主張する

ような文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

イ 個人印の印影について

(ア) 個人印は、市区町村に登録された印鑑又は銀行取引印等（以下「実印等」という。）として使用されている場合があることから、本件公文書に押印されている個人印について実施機関に確認したところ、法人の代表者に係る個人印及び法人の代表者以外の者に係る個人印のうち、法人の代表者に係るものの一部について、実印等が使用されているとのことであった。（実印等として使用されている個人印の印影の非公開については、後述の「(4) 条例第6条第6号該当性について」で判断することとする。）

(イ) 実印等として使用されていない法人の代表者以外の者に係る個人印の印影は、公開することで、個人の氏名が特定され得る情報である。個人の氏名は、個人に関する情報であって個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるので、条例第6条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

(ウ) 他方、実印等として使用されていない法人の代表者に係る個人印の印影については、個人の氏名が特定され得る情報であるが、法人の代表者の氏名は商業登記等により何人でも閲覧可能な情報であることから、通常他人に知られたくないと望むことが正当であるとは認められず、条例第6条第1号に該当するとはいえないため、公開することが妥当である。

(3) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重され、保護されなければならないことから、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

イ 法人代表者印の印影について

(ア) 京都府における契約の締結や請求書の受付について、「会計事務の

手引き」(平成25年8月会計課監修)では、「相手の当該行為が正当な権限に基づくものであるか否かを判断する場合の指標として、その氏名と印影との合致が、個人であれ、法人であれ、法人格のない団体であれ重要な役割を担っている。特に法人の場合は自然人と違って、法人の代表者が法人を代表して行った行為がその法人自身の行為として法的効力を持つことになるので、相手が法人を代表する権限を有して当該行為を行っているのかどうかの認定が重要となる。」とされていることから、会計事務の運用上、法人からの請求書に押印される印鑑については、当該法人の代表者印であることを原則としている。

(イ) しかし、請求書や納品書に法人代表者印として押印されていても、当該印鑑が商業登記法(昭和38年法律第125号)第20条第1項の規定により登記所に提出された印鑑又は銀行取引印等(以下「法人実印等」という。)ではない場合もあることから、本件公文書に押印されている法人代表者印について実施機関に確認したところ、その一部について法人実印等が使用されているとのことであった。

(ウ) 法人実印等の印影については、当該法人等の意思によらないで公開されると、その印影を複写することで他人に悪用されるなど、その正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第3号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

(エ) 他方、法人実印等として使用されていない法人代表者印については、重要な取引等に使用されるものとは通常考えられず、その印影を公開することにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第6条第3号に該当するとはいえないため、公開することが妥当である。

#### ウ 取引先銀行名等について

(ア) 本件公文書に記載されている取引先銀行名等は、供花代の請求書又は納品書に葬祭業者である債権者が記載したものであり、代金の振込送金先を指定する趣旨のものであると認められる。そして、一般的な葬祭業者の業務態様をみれば、不特定多数の者が新規にその顧客となり得るのが通例であり、代金の請求書に取引先銀行名等を記載して顧客に交付している葬祭業者にあつては、取引先銀行名等を内部限りにおいて管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられ、請求書に記載して顧客に交付することにより、取引先銀行名等が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているものといえることができる。

(イ) このような情報の管理の実態に鑑みれば、顧客が京都府であるからこそ債権者が特別に取引先銀行名等を開示したなど特段の事情がない限り、取引先銀行名等は、これを公開しても債権者である法人等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第6条第

3号に該当するとしてこれらの情報を非公開とした実施機関の判断は、妥当でない。

(4) 条例第6条第6号該当性について

ア 条例第6条第6号は、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等に対する不法な侵害又は特定の構造物若しくはシステムへの不法な侵入及び破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

イ 実印等として使用されている個人印は、その印影を複写することで他人に悪用され、個人の財産に対する不法な侵害のおそれがあると認められるため、条例第6条第6号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

2 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年10月17日	諮問書の受理
平成30年 5月22日	第1回審査会
平成30年 6月15日	第2回審査会
平成30年 8月23日	第3回審査会
平成30年 9月25日	第4回審査会
平成30年11月22日	第5回審査会
平成30年12月25日	第6回審査会
平成31年 2月27日	答 申

## 別表

公文書の件名		公開とすることが妥当である部分
支出負担行為 兼支出命令書 (振替)	支出命令番号 2000020322	法人の口座情報
	御請求書	法人の口座情報
同上	支出命令番号 2000042464	法人の口座情報
	請求書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影
	納品書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影
同上	支出命令番号 2000065336	法人の口座情報
	御請求書	法人の口座情報
同上	支出命令番号 2000057754	法人の口座情報
	請求書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影
	納品書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影
同上	支出命令番号 20000124655	法人の口座情報
	請求書	法人代表者の個人印（認印）の印影及び法人の口座情報
	納品書	法人代表者の個人印（認印）の印影
同上	支出命令番号 2000124650	法人の口座情報
	請求書	法人の口座情報
同上	支出命令番号 2000157865	法人の口座情報
	振込口座の案内	法人の口座情報
同上	支出命令番号 2000159227	法人の口座情報
	振込口座の案内	法人の口座情報
同上	支出命令番号 2000157571	法人の口座情報
	請求書及び納品書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影
同上	支出命令番号 2000160225	法人の口座情報
	請求書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影
	納品書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影
同上	支出命令番号 2000197431	法人の口座情報
	請求書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影
	納品書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影

## 別紙 1

公文書の件名	
精算書（支出）	精算番号 2160000900
	資金前渡精算報告書 （平成28年 5 月 2 日付け）
	支払証明書 （祝金：支出日 4 月 4 日）
納品書（平成28年 4 月 18 日付け）	
精算書（支出）	精算番号 2160001533
	資金前渡精算報告書 （平成28年 6 月 3 日付け）
	支払証明書 （祝金：支出日 5 月 9 日）
	支払証明書 （祝金：支出日 5 月 11 日）
同上	精算番号 2160002307
	資金前渡精算報告書 （平成28年 7 月 4 日付け）
	支払証明書 （祝金：支出日 6 月 15 日）
	支払証明書 （祝金：支出日 6 月 20 日）
	支払証明書 （祝金：支出日 6 月 25 日）

別紙2

【非公開理由】

- 1 個人に関する情報であって、個人が特定される得るもののうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであるため
- 2 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため
- 3 公にすることにより、個人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれがあるものであるため

公文書の件名		実施機関が非公開とした部分	理由
支出負担行為兼支出(振替)命令書	支出命令番号 2000020322	法人の口座情報	2
	御請求書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影	2
	納品書	法人代表者印の印影	2
同上	支出命令番号 2000042464	法人の口座情報	2
	請求書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影	2
	納品書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影	2
同上	支出命令番号 2000065336	法人の口座情報	2
	御請求書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影	2
同上	支出命令番号 2000057754	法人の口座情報	2
	請求書	個人印の印影並びに法人の口座情報及び法人代表者印の印影	1、2及び3
	納品書	個人印の印影並びに法人の口座情報及び法人代表者印の印影	1、2及び3
同上	支出命令番号 20000124655	法人の口座情報	2
	請求書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影	2
	納品書	法人代表者印の印影	2
同上	支出命令番号 2000124650	法人の口座情報	2
	請求書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影	2
	納品書	法人代表者印の印影	2
同上	支出命令番号 2000157865	法人の口座情報	2
	請求書	法人代表者印の印影	2
	納品書	法人代表者印の印影	2

	振込口座の案内	法人の口座情報	2
同上	支出命令番号 2000159227	法人の口座情報	2
	請求書	法人代表者印の印影	2
	納品書	法人代表者印の印影	2
	振込口座の案内	法人の口座情報	2
同上	支出命令番号 2000157571	法人の口座情報	2
	請求書及び納品書	個人印の印影並びに法人の口座情報及び法人代表者印の印影	1、2 及び3
同上	支出命令番号 2000160225	法人の口座情報	2
	請求書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影	2
	納品書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影	2
同上	支出命令番号 2000197431	法人の口座情報	2
	請求書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影	2
	納品書	法人の口座情報及び法人代表者印の印影	2